

○銃砲等の提出命令

(第 27 条第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 27 条第 1 項
処分の概要	銃砲等の提出命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 1 項(所持の禁止)、第 4 条(所持許可)、第 6 条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第 10 条第 1 項(運搬、携帯の制限)、第 14 条(登録)、第 21 条(所持の態様についての制限)、第 27 条第 1 項
処分基準	当該銃砲又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室